

4．トラブルとその対応事例

4－1．発生が想定される軽微なトラブル事例

事象分類別（b．漏えい）

2-02. エンドピース酸・水洗浄槽水圧ジャッキへの供給系統からの少量の水の漏えい																	
事象の概要																	
(1)発生場所：機器		前処理建屋：エンドピース酸洗浄槽又は水洗浄槽															
(2)設備の概要		せん断処理により発生するエンドピース（燃料集合体上端部、下端部の切断片で、燃料を含まない金属片）を洗浄する装置。エンドピースは硝酸で洗浄した後、更に水で洗浄し、最終的に廃棄物容器(ドラム)に収納する。															
(3)発生の状況		エンドピース酸洗浄槽および水洗浄槽の運転中															
(4)概要		エンドピース酸・水洗浄槽のバスケット駆動用水圧ジャッキへの供給系統で水漏れを検知。															
(5)原因		運転を継続する中で生じる接続部の経年劣化。															
事象による影響																	
(1)工場外への影響		工場外への影響は生じない。 放射性物質を除去するフィルタ等を有する前処理建屋換気設備が稼働しているセル内での事象およびそれに伴う復旧作業であり、放射性物質の放出等の工場外への影響はない。															
(2)安全性への影響		安全上の問題は生じない。 水圧ジャッキの圧力の低下により漏えいを検知し、エンドピース酸・水洗浄槽の運転停止に伴い、上流のせん断機も停止するため、これ以上事象の進展はなく、安全上の問題は生じない。															
(3)作業員への影響		作業員への影響は生じない。 エンドピース酸・水洗浄槽の復旧作業は、セル外からの遠隔作業であり、作業員への影響は生じない。															
(4)他工程への影響		上流、下流の工程の運転に影響が生じる。 エンドピース酸・水洗浄槽の停止に伴い、上流側のせん断機の運転に影響が生じる。さらに下流の分離建屋以降の工程は、前処理建屋下流にある一時的な貯留槽（計量後中間貯槽）の残液量で運転継続の可否を判断する。															
対応の概要		1.せん断・溶解設備の運転を停止する。 2.水圧ジャッキへの供給系統接続部等を確認する。 3.定められた保修作業手順により、漏えい接続部の調整等の適切な保修を行い、定められた操作手順に従い運転を再開する。															
公表区分		翌平日に公表（ホームページへ掲載）															
連絡区分*		<table><tr><th colspan="3">トラブル情報</th><th colspan="3">運転情報</th></tr><tr><td>A 情報</td><td>B 情報</td><td>C 情報</td><td>ごく軽度な機器故障</td><td>清掃・調整等で復旧可能な機器停止等</td><td>不適合等</td></tr></table>				トラブル情報			運転情報			A 情報	B 情報	C 情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等	不適合等
トラブル情報			運転情報														
A 情報	B 情報	C 情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等	不適合等												

*：『A情報』：安全協定報告事象等、または、それに準ずる事象、『B情報』：事象の進展または状況の変化によっては、安全協定報告対象になるおそれのある事象等、『C情報』：A、B情報に該当しない軽度な不具合、汚染等、特に連絡を要する事象

事象概要

